

障第412号
令和元年6月21日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉法施行令の一部を改正する政令並びに児童福祉法施行規則及び
障害児通所給付等の請求に関する省令の一部を改正する省令の公布について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	田邊
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		